



コンテンツビジネスの発展的な展開方法

～1. 知的財産戦略～

● 企業の知財戦略（「コンテンツ・ビジネス・マネジメント」とは？）

Q

弊社では、映像や写真、音楽、小説などを融合して新しいデジタルコンテンツを作りたいと思っています。しかし、知的財産の製作コストが大きく、資金調達に苦慮しています。

近時、知的財産権を取り巻く法改正が行われ、事業として展開していく場合、とりうる選択肢も多くなつたと聞きました。知的財産を有効に活用するためには、どのような方法があるのでしょうか。

知っておくべき基本的な事柄について教えてください。

A

わが国のメディア業界は「放送と通信の融合」といった知的財産戦略（知財戦略）を打ち出しています。最近、話題になったメディア買収事件でも、知財戦略を中心とした企業価値の向上が掲げられています。こうした戦略は大手メディア社のみがとりうるものではなく、

中小企業であっても活用できるものです。法律は平等に適用されるのです。以下では、わが国における知財戦略の立法経緯と、代表的な知財戦略の基本的枠組みについて説明します。

■ 背景・経緯

米国では、一九八一年のレーガン政権以降、知的財産権強化のための国家戦略を打ち出しました。いわゆる「プロパテント政策」です。これによって強力な産業復興を果たしました。

そこで、経済が低迷しているわが国でも、米国の「プロパテント政策」に見習い、経済復興を図ろうという気運が高まりました。「知的財産の有効活用」の基盤整備が、わが国でも議論されるようになり、二〇〇二年二月、小泉首相の「知的財産の戦略的保護・活用による国際競争力の強化」を国家目標とする国会宣言を行ったこと、具体的な基盤整備が始まりました。

政府は「知的財産戦略会議」を発足させ、〇五年までに各省庁が取り組む具体的な行動計画である「知的財産戦略大綱」を発表し、知的財産の強化や活用により国の経済的繁栄へ結びつける新しい産業政策の立案を行ってきました。

〇三年三月には、「知的財産基本法」が施行され、同年六月には、金融庁金融審議会が「信託業のあり方に関する中間報告書」を発表し、〇四年六月には「コンテンツの創造・保護・活用の促進に関する法律」が成立しました。そして、同年十二月には「新信託業法」が施行され、知的財産権の流動化・証券化のスキームが確立し、ようやくわが国でも知的財産を活用するインフラが整ったといえます。

■ 概要

米国のプロパテント政策が成功した要因は、保護される権利範囲の拡大や権利の侵害に対する損害賠償額の増加など、知的財産権の保護強化を図ったことが挙げられています。

その結果、知的財産権の分野へ大きな資本が投下され、優秀な人材が集まり、それが大きな投資リターンとなり、さらに研究開発へ再投資を行う「知的創造サイクル」が形成されました。

わが国の「知的財産戦略大綱」でも、知的財産立国を実現するため、知的財産の「文化創造・権利化」↓「保護・執行」↓「活用」↓「利益の再投資」↓「さらなる創造」という円滑な循環が必要であるとされています（図）。

そのためには、①知的財産の創造戦略、

②知的財産の保護戦略、③知的財産の活用戦略、④人的基盤の充実という四つの分野で、戦略的対応を進めることが提言されて

います。

■ 知的創造サイクル

知的創造サイクルが、企業活動においてどのように取り入れられているのか、また、実体法の中でどのように反映されているのかについては、次のとおりです。

(1) 知的財産の文化創造・権利化

これは市場形成の基盤となります。企業では、研究開発のための社員を育成し、人的資本を充実させ、知的財産を生み出すことが必要です。発明対価に明確な報酬基準を作ることも有効です。なお、実体法上は著作権法で対応が図られています。

(2) 知的財産の保護・執行

これはライセンス・ビジネスを構築するために必要不可欠です。創造された知的財産が他人に侵害されないように権利保護を強化し、スピーディーな知的財産訴訟が遂行できるような簡易なライセンスの公示制度です。著作権法の改正や民事執行法の改正によって対応が図られています。

(3) 知的財産の活用

これは権利保護を行った知的財産を利用・活用して、企業収益に結びつけるための資産運用による市場形成です（証券化・

流動化）。

特に知的財産の担保による資金調達は、企業活動の中でも重要なポイントです。企業が自社活用やロイヤリティ収入がなかった場合でも、キャッシュフローの見込みを担保にすることで資金調達が可能になり、次の収益再投資のステップとなるからです。

そのためには、企業の知的財産資産の保有状況を「知的財産会計」や「特許情報開示（ディスクロージャー）」などにより、投資家へ開示することが重要です。

なお、資金調達の担保となる「知的財産権」は、工業所有権（特許、実用新案、商標および意匠）、不正競争防止法による類似商標や類似商品禁止、ソフト関連の知的財産である著作権および営業秘密、パブリシティ権、種苗法や半導体集積回路法による新植物品種や回路配置など、広義の「知的財産権」など、多くの種類の知的財産権を含みます。

〈図〉 知的創造サイクル

